

○中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化防止を推進し、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図るため、中山町の区域内において住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用に対して補助金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。） 次に掲げる設備、機器又は装置をいう。

イ 太陽光発電設備

ロ 蓄電池設備

(2) 新築設置 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 新築する住宅に、新築工事に併せて発電システムを設置する場合

ロ 発電システムが設置された新築の建売住宅を購入する場合（購入した新築の建売住宅の引渡し時まで、当該建売住宅に発電システムを設置する場合を含む。）

ハ 増築する住宅の増築部分に、増築工事に併せて発電システムを設置する場合

ニ 住宅の建物以外の工作物、土地又は設備に発電システムを設置する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第8条の実績報告書を提出する時点において中山町に住所を有する者又は有する見込みの者

(2) 自ら居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれに付属する車庫、物置等（以下「住宅等」という。）に新規に設置する者（当該住宅等の所有者でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）

(3) 町税等の滞納がない者

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる太陽光発電設備は、次の各号に掲げる要件に該当するもの（当該年度の前年度に補助金の交付決定を受け、やむを得ない事由により補助金の交付決定を受けた年度内に完成しなかったものを含む。）とする。

(1) 太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約（受給開始日が当該年度内であるものに限る。）を結ぶもの）であること。

(2) 設置工事について、当該年度の前年度の4月1日以降に着手し、当該年度の3月31日までに完成するものであること。

(3) 未使用品であること。

2 補助金の交付の対象となる蓄電池設備は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 国補助金の対象製品であること。

(2) 太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること、又は第6条の補助金等交付申請書を提出する時点で、既設である太陽光発電設備に設置するものであること。

(3) 設置工事について、当該年度の前年度の4月1日以降に着手し、当該年度の3月31日までに完成するものであること。

(4) 未使用品であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額以内とする。

2 前項の補助金の交付は、1住宅につき、補助対象設備ごとに、それぞれ1回限りとする。

(交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 2 号）
 - (3) 設置場所の位置図及び見取図
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定等の通知）

第 7 条 規則第 8 条に規定する交付決定等の通知は、補助金（変更）交付決定通知書（様式第 3 号）によるものとする。

（実績報告書）

第 8 条 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 2 月を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日とし、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 4 号）
 - (2) 収支決算書（様式第 2 号）
 - (3) 設置場所の着工前及び設置完了後の状況を示す写真
 - (4) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
 - (5) 発電システムの設置に係る工事請負契約書の写し
 - (6) 発電システムの設置工事に係る領収書の写し（ただし、分割払いにより設置した場合は、分割払いに係る契約書及び支払明細の写し）
 - (7) 申請者本人の住民票（発電システムを設置した住宅の所在地であること。）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定等）

第 9 条 規則第 15 条に規定する補助金の額の確定の通知は、中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金額確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（帳簿の備付等）

第 10 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌日から起算して 5 年間保管しなければならない。

（所得財産等の管理）

第 11 条 補助事業者は、補助対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理

者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を町長に届け出なければならない。

（財産処分の制限等）

第 1 2 条 補助事業者は、規則第 2 2 条に規定する町長の承認を受けようとする場合には、中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認申請書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

2 規則第 2 2 条の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（補助金交付の取消）

第 1 3 条 町長は、偽りその他の不正の手段により補助金の給付を受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 1 4 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第 1 5 条 町長は、補助金を交付した者に対し、発電システムの運転状況に関するデータ提供等の協力を求めることができる。

（雑則）

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 5 条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）その他の付属機器（接続箱及び直流・交流側開閉器）の設置に直接必要な経費	設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数（ワット数の合計数を千で除して得た数とし、その数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 2 5, 0 0 0 円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は 1 2 万円（新築設置にあつては、6 万円）のいずれか低い額
蓄電池設備	蓄電池、電力変換装置その他の付属機器（蓄電システム制御装置、計測・表示装置及びキュービクル）の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 1 0 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は 1 2 万円のいずれか低い額

様式第1号(第6条関係)

事業計画書

1 発電システムの設置予定場所		中山町(大字)	
2 建築の区分(該当欄にチェック)		☐ 新築設置 ☐ 既築設置	
		☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 付属物等	
3 建物の所有者(該当欄にチェック)		☐ 申請者本人 ☐ 申請者以外	
4 工事着工予定日		年 月 日	
5 工事完成予定日		年 月 日	
6 太陽光発電 設備の概要	最大出力	. k W (上限 10 k W未満) ※設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計 k W数 (W数の合計数を千で除して得た数とし、小数 点以下第 2 位未満の端数は切捨て)	
	補助金交付 申請額	25,000 円× . k W = 円 ※最大出力 1 k W当たり 25,000 円、千円未満切捨て ※上限 12 万円 (新築設置の場合上限 6 万円)	
7 蓄電池設備 の概要 ※蓄電池設備併設 申請しない場合 は記入不要	メーカー名		
	機種名(型式)		
	蓄電池容量	k W h	
	定格出力	k W	
	設置に係る経費	(消費税抜) 円	
	補助金交付申請額	円 ※設置に係る経費の 10 分の 1(上限 12 万円)	
8 設 置 業 者	所在地		
	会社名		
	代表者名	印	
	電話番号		携帯
	担当者名		
9 添付書類(該当欄にチェック)			
☐ 収支予算書(様式第 2 号) ☐ 設置場所の位置図及び見取図 ☐ 機種名(型式)記載の蓄電池の製品カタログ(コピー可。蓄電池設備併設申請の場合) ☐ 町税納付状況確認同意書 ☐ 承諾書(建物が申請者の所有物でない場合)			
※実績報告時、着工前・着工後の状況を示す写真が必要になりますのでご注意ください。			

様式第 2 号(第 6 条、第 8 条関係)

収 支 予 (決) 算 書

(収入)

項 目	予算額(円)	決算額(円)	説 明
合 計			

(支出)

項 目	予算額(円)	決算額(円)	説 明
合 計			

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

中山町長

中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金の変更交付決定について(通知)

年 月 日付けで申請のあった中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金について、中山町補助金等の適正化に関する規則(以下「規則」という。)第 6 条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、規則第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止又は廃止する場合及び補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等を完了したときは、完了後 2 月以内又は 年 4 月 20 日のいずれか早い期日までに実績報告書を中山町長に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助対象設備をその耐用年数の期間が経過するまで、町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 補助事業者はこの補助金に関しては、規則及び中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付規程に従わなければならない。

様式第 4 号（第 8 条関係）

中山町長 様

事業実績書

1 設置場所		〒 中山町（大字）			
2 工事着工・完成日		工事着工日 年 月 日		工事完成日（電力受給開始日） 年 月 日	
3 太陽光発電設備の概要		メーカー名			
		公称最大出力		合計 . kW（小数第 2 位未満切捨て）	
		補助対象経費		円（消費税抜）	
		補助金交付決定額		円（千円未満切捨て）	
		工事内訳		別紙のとおり	
4 蓄電池設備の概要 （併せて設置した場合のみ記載すること。）		メーカー名			
		型式名			
		補助対象経費		円（消費税抜）	
		補助金交付決定額		円（千円未満切捨て）	
		工事内訳		別紙のとおり	
5 設置業者	所在地				
	会社名				
	代表者名	印			
	電話番号		携帯		
	担当者名				
8 添付書類（該当欄にチェック） ☐ 工事内訳書（様式第 4 号別紙） ☐ 収支決算書（様式第 2 号） ☐ 設置場所の着工前及び設置完了後の状況を示す写真 ☐ 電力受給契約確認書の写し ☐ 発電システムの設置に係る工事請負契約書の写し ☐ 発電システムの設置工事に係る領収書の写し及び支払明細（分割払いの場合は当該契約書の写し） ☐ 申請者本人の住民票（発電システムを設置した住宅の所在地であること） ☐ 出力対比表の写し ☐ 請求書及び振込先指定口座（申請者名義）の通帳の写し					

様式第 4 号別紙（第 8 条関係）

工事内訳書

1 設置場所

中山町（大字）

2 工事期間（完了日は電力受給開始日）

着工	年	月	日	完了	年	月	日
----	---	---	---	----	---	---	---

3 補助対象設備

（1）太陽光発電設備

太陽電池モジュールのメーカー名			
太陽電池モジュールの型式名	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	①	・ W× 枚＝	・ W
	②	・ W× 枚＝	・ W
	③	・ W× 枚＝	・ W
	④	・ W× 枚＝	・ W
	⑤	・ W× 枚＝	・ W
	合 計		・ W
太陽電池の公称最大出力（上記合計（W）を千で除した値）			・ kW

（2）蓄電池設備

メーカー名			
型式名			
蓄電池容量	k W h	定格出力	k W

（3）補助対象経費金額（消費税及び地方消費税抜き）

太陽光発電設備	機器本体	円
	付属機器	円
	設置工事に係る費用	円
	小計	円
蓄電池設備	機器本体	円
	付属機器	円
	小計	円

上記工事内容（補助対象設備は未使用品）に相違ないことを証明します。

年 月 日

（設置業者）所在地

会社名

代表者名

印（代表印）

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

中山町長

中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定した中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金については、中山町補助金等の適正化に関する規則第 15 条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

補助金の確定額 円

様式第 6 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所
氏名 印

中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認申請書

中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、同補助金交付規程第 12 条の規定により承認の申請をします。

記

1 補助金交付決定通知番号

年 月 日 第 号

2 処分の方法(該当する項目を○で囲んでください。)

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

その他()

3 処分の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 処分の理由

5 処分の条件(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

6 処分対象財産の状況

財産等の種類	財産等の名称	型式	数量	取得価格	取 得 年 月 日	残存価格	備 考
				円	年 月 日	円	